

介護保険を利用するには

申請からサービス利用まで



介護保険には、さまざまなサービスがあります。それらを利用するには、まず市の要介護認定を受けることから始まります。

要介護認定の手続き

■申請
要介護認定申請は、本人のほか家族もできます。

情報公開制度と個人情報の開示

情報公開の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんに行政文書を開示請求する権利を保障し、その請求に応じて情報や文書などを公開する制度です。

市では、今後も情報公開制度に加えて、広報活動および各所管課などの情報や資料の提供を積極的に行い、市民の皆さんの市政への理解と参加をより一層推進し、公正で開かれた市政を目指していきます。

実施機関は、一般的な市の機関（市長）と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会です。

■情報公開などの状況（平成24年度）

実施機関	請求	開示	部分開示	不開示	文書不存在	却下	取下げ	不服申立
市長	14	8	5	1	-	-	-	-
教育委員会	6	6	-	-	-	-	-	-
農業委員会	1	1	-	-	-	-	-	-
合計	21	15	5	1	-	-	-	-

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした

個人情報の運用状況

個人情報保護制度は、市民の皆さんの権利と利益を保護する制度です。市が個人情報を正しく安全に取り扱うためのルールを定めるとともに、市が保有する本人の情報（文書など）に限って、見たり、誤りを正したりする権利などを保障しています。

■個人情報の閲覧などの状況（平成24年度）

実施機関	請求	開示	部分開示	不開示	文書不存在	訂正など
市長	16	16	-	-	-	-
合計	16	16	-	-	-	-

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした

問い合わせ 総務課 ☎(50)1201

■40歳から64歳までの人（第2号被保険者）に係る特定疾病

- がん（がん末期）…医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■訪問調査
市の職員や市が委託した調査員が訪問し、本人の心身の状態などを聞き取り調査します。また、市から主治医に意見書の作成を依頼します。

■審査・判定
訪問調査の結果と医師の意見書を基に、医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会でどれくらい介護が必要かを審査・判定します。後日、要介護1～5、要支援1・2の要介護度（または非該当）が通知されます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■計画の作成
要介護度と利用者の希望や状態に応じてサービス計画（ケアプラン）を作成します。作成費用の自己負担はありません。

■要介護1～5の人
居宅サービスを利用する場合
居宅介護支援事業者を選び、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒に計画を立てます。

施設サービスを利用する場合
特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ直接申し込みください。その施設で計画を立てます。

■利用と支払い
計画に沿ってサービスを利用し、費用の1割を利用者が負担します。あとの9割は保険から支払われます（食費・居住費など保険給付対象外の費用は自己負担です）。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

■更新の手続き
引き続きサービスを利用する場合は、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

施設名	測定日	測定値 (μSv/h)	
		地上 0.5m	地上 1.0m
府馬小学校 (市南部)	4月4日	0.05	0.05
	4月9日	0.06	0.07
	4月16日	0.06	0.06
	4月23日	0.06	0.06
	4月30日	0.06	0.06
新島中学校 (市北部)	4月4日	0.06	0.07
	4月9日	0.07	0.07
	4月16日	0.06	0.06
	4月23日	0.06	0.06
	4月30日	0.06	0.06
市役所本庁舎	4月1日～30日	0.09	0.09
	※2日・3日・11日は天候不良のため中止	0.10	0.09

施設名	測定日	測定値 (μSv/h)	
		地上 0.5m	地上 1.0m
小見川幼稚園 (市東部)	4月4日	0.08	0.09
	4月9日	0.08	0.08
	4月16日	0.08	0.08
	4月23日	0.09	0.09
	4月30日	0.08	0.08
栗源保育所 (市西部)	4月4日	0.07	0.07
	4月9日	0.08	0.08
	4月16日	0.07	0.08
	4月23日	0.07	0.07

単位：μSv/h = マイクロシーベルト/時
※除染などの対策が必要な目安：0.23マイクロシーベルト/時以上
問い合わせ 環境安全課 ☎(50)1248

大気中の放射線量測定結果（4月実施分）

振り込め詐欺にご注意を

市内でも、振り込め詐欺の被害が発生しています。子や孫などになりすまして事前に「携帯電話番号が変わった」という電話の後、再び電話をして「会社の金を使い込んだ」などと言って、お金を振り込ませる手口です。「上司が取りに行く」と言って、現金を直接被害者の自宅まで取りに来ることもあります。

「電話番号が変わった」という電話は要注意！
「お金」や「カード」の

話がでたら詐欺を疑ってください。一人で判断をしないで、必ず、香取警察署に相談してください。また、日ごろから緊急時の連絡先などを、すぐわかる場所に貼っておきましょう。

香取警察署 ☎(54)0110
消費生活センター ☎(50)1300
環境安全課 ☎(50)1248